

第二二回

参第一〇号

国家公務員に対する寒冷地手当及び石炭手当の支給に関する法律の一部を改正する法律(案)

国家公務員に対する寒冷地手当及び石炭手当の支給に関する法律(昭和二十四年法律第二百号)の一部を次のように改正する。

題名中「及び石炭手当」を「、石炭手当及び薪炭手当」に改める。

第一条に次の二項を加える。

3 北海道以外の地域で内閣総理大臣の定めるものに在勤する第一項に規定する職員に対しては、予算の範囲内で寒冷地手当とあわせて薪炭手当を支給する。

第二条第二項中「公定小売価格」を「時価」に改め、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項中「又は石炭手当」を「、石炭手当又は薪炭手当」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の二項を加える。

3 薪炭手当は、その支給期間を通じて、世帯主たる職員に対してはまき一たな及び木炭百キログラム、その他の職員に対してはまき十分の四たな及び木炭四十キログラムを、それぞれ時価によつて換算した額に相当する額をこえて支給してはならない。

第三条第一項中「及び石炭手当」を「、石炭手当及び薪炭手当」に改め、同条第二項を削る。

第四条中「石炭手当」の下に「及び薪炭手当」を加え、同条を第五条とし、第三条の次に次の二項を加える。

第四条 内閣総理大臣は、第一条第三項及び前条に規定する定をするについては、人事院の勧告に基いてこれをしなければならない。

附 則

1 この法律は、昭和三十年七月一日から施行する。

2 国家公務員災害補償法(昭和二十六年法律第二百九十一号)の一部を次のように改正する。

第四条第二項中「及び石炭手当」を「、石炭手当及び薪炭手当」に改める。

3 裁判所職員臨時措置法(昭和二十六年法律第二百九十九号)の一部を次のように改正する。

第四号中「及び石炭手当」を「、石炭手当及び薪炭手当」に、「第三条第二項」を「第四条」に改める。

4 防衛庁職員給与法(昭和二十七年法律第二百六十六号)の一部を次のように改正する。第二十七条第二項中「及び石炭手当」を「、石炭手当及び薪炭手当」に改める。

5 市町村立学校職員給与負担法(昭和二十三年法律第二百三十五号)の一部を次のように改正する。

第一条中「石炭手当、」の下に「薪炭手当、」を加える。

- 6　国の経営する企業に勤務する職員の給与等に関する特例法（昭和二十九年法律第百四十一号）の一部を次のように改正する。

第七条第一項第二号中「及び石炭手当」を「、石炭手当及び薪炭手当」に改める。
- 7　国會議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律（昭和二十五年法律第百七十九号）の一部を次のように改正する。

第四条第五項中「及び石炭手当」を「、石炭手当及び薪炭手当」に改める。
- 8　所得税法（昭和二十二年法律第二十七号）の一部を次のように改正する。

第六条に次の一号を加える。

十五 石炭手当及び薪炭手当（国家公務員に対する寒冷地手当、石炭手当及び薪炭手当の支給に関する法律第一条に規定する石炭手当及び薪炭手当をいう。）並びにこれらの手當に類する給与（その給与の金額が命令で定める金額を超える場合には、その命令で定める金額に係る部分に限る。）
- 9　前項の規定による改正後の所得税法第六条第十五号の規定は、この法律の施行の日以後の石炭手当及び薪炭手当並びにこれらの手當に類する給与の所得について適用し、同日前の石炭手当及び薪炭手当又は薪炭手當に類する給与の所得については、なお従前の例による。
- 10　この法律の施行前にした行為及び前項の規定により従前の例によることとされる所得税に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

理 由

寒冷地に在勤する国家公務員等の生活の現状にかんがみ、石炭手当の支給を受けない寒冷地在勤の国家公務員に対して新たに薪炭手当を支給するとともに、石炭手当、薪炭手当等の所得を非課税とする必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

この法律施行に要する経費

この法律を施行するには経費を要するが、その所要額は、人事院の勧告に基く内閣総理大臣の定の内容によつて決定される。現在寒冷地手当の支給されている地域のうち五級地として指定されている地域に在勤する国家公務員に薪炭手当が支給されるものとすれば、その所要額は、約八千万円である。

免税による歳入減は、約二十億円である。